

「令和3年・安全なまちづくりアクションプラン」

1 趣旨

令和2年中における県内の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が6,039件であり、令和元年の6771件から大きく減少したものの、犯罪抑止目標としていた6,000件以下を達成することはできなかった。

特殊詐欺については、令和2年からキャッシュカード詐欺盗を含んだ統計となったが、件数、被害金額ともに前年から大きく減少させることができ、被害件数は目標としていた100件以下の達成となったが、依然として高齢者の被害が多く、最重要課題である。

また、住宅に侵入する窃盗事件については、家人が侵入してきた犯人と出くわし、身体的な危害を加えられるなど県民が不安に感じている割合が高い犯罪で、前年から減少したものの、令和2年の目標としていた100件以下は未達成となった。被害は無施錠による侵入の割合が高いことから、自助・共助により、防犯力の向上を呼びかける対策に取り組む必要がある。

「子ども・女性」に対する声かけ・つきまとい等の前兆事案は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校が休みであったことなどから減少したが、強制性交等、強制わいせつ等の性犯罪が増加しており、県民の体感治安改善のために優先的に取り組む必要がある。

そこで、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議においては、犯罪のない安全・安心な滋賀の実現に向けて、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく各種取組を一層強化するとともに、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動を展開しようとするもの。

2 犯罪抑止目標

「治安の良さを実感できる社会を目指して

～ 県民の心と力をあわせて！ アンダー5,500件 ～

～ 特殊詐欺被害80件以下、住宅侵入窃盗被害150件以下 ～

3 重点対策

○特殊詐欺被害防止 ○子ども・女性対象犯罪被害防止

○住宅に侵入する窃盗被害防止

4 主な取組内容

(1) 重点対策に対する取組

ア 特殊詐欺被害防止

○ 「留守番ボタンをポチッと」作戦！の推進

詐欺犯人は、留守番電話であると直ぐに電話を切ることから、電話機の留守番電話機能を活用し、常時留守番設定にし、必要なところだけ掛けなおすことを呼びかける。この方法は、電話が使用される特殊詐欺の被害防止には大きな効果が見込めることから、全世代にこの作戦を周知させる。

- 「特殊詐欺撲滅+1(プラスワン)活動」以下(以下「+1」活動という。)の推進
「+1」活動とは、これまでの取組に対し、1回でも多くの防犯活動に参加することや、一人でも多くの人に情報発信を行うなど、「+1」を合言葉に、工夫を凝らした防犯活動を展開することであり、県民の心と力をあわせ、声をかけあって特殊詐欺被害を撲滅する。

「+1」活動の具体的取組としては、

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用、手袋着用、録音音声を活用した呼びかけなど感染防止に配慮した従来型の啓発活動や、非接触の啓発であるテイクフリー方式、テレビ、ラジオ、紙媒体、大規模小売店での啓発メッセージの店内放送や店内モニター表示の活用など、工夫した啓発を展開する。
- ・ 「留守番ボタンをポチッと」作戦！を浸透させるべく、高齢者の子どもや孫などの全世代に対して、特殊詐欺被害防止の重要性を訴え、被害防止を呼びかける。
- ・ 主体が防犯を目的とした啓発だけでなく、「+1」活動として集客力のある各種イベント等への参加や広報媒体に積極的に働きかけるなど、防犯活動を展開する。
- ・ 特殊詐欺が「他人事」ではないと訴えかけ、県民の特殊詐欺被害に対する防犯力をつけるため、毎月15日の「振り込め詐欺啓発強化日」に加え、「+1」活動として、あらゆる機会や広報媒体を通じて被害防止を呼びかける啓発活動を実施する。

イ 子ども・女性対象犯罪被害防止

- ・ 春、秋に実施予定の「痴漢等被害防止期間」において、被害防止啓発活動や自主防犯活動団体等と協働による防犯パトロール等の取組を集中的に実施する。
- ・ 県警ホームページ内の「滋賀県警察犯罪発生マップ」で発信している不審者情報を活用し、子ども・女性対象事案に応じた集中的な警戒活動を推進する。

ウ 住宅に侵入する窃盗被害防止

- ・ 住宅に侵入する窃盗被害を防止するために、施錠の徹底や、防犯機器の普及促進を呼びかける広報・街頭啓発活動を推進する。
- ・ 特に、「ロックの日(6月9日)」前後の街頭啓発に加え、県警と綿密に連携するなど発生状況を詳細に分析し、発生多発地域に対して「ロックDE(で)ガード」やツーロックなどを呼びかける集中的かつタイムリーな「スポット啓発」を実施する。
- ・ また、空き巣や家人が在宅時に被害に遭う忍込みや居空きのうち、約35%が無施錠による被害であることから、地域安全の日(毎月20日)を中心に各種広報媒体(ホームページ、しらがメール、広報紙等)や街頭啓発により、在宅時における鍵かけの重要性を呼びかける。

(2) 地域の実情に応じた情報発信活動の推進

行政や警察署等で構成する地域安全なまちづくり協議会での連携を密にし、犯罪発生状況等の情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた犯罪情報や防犯対策などの

情報発信活動を推進する。

(3) 多様な防犯活動の促進

子ども等の見守りの担い手を確保するため、普段の生活（ジョギング、花の水やり等）の中で、防犯意識を持つ「ながら見守り」を促進する。

(4) 全国地域安全運動期間中（10月11日～20日）の取組強化

自主防犯活動団体による青パト、パトカー（警察）、防犯ボランティアによるパトロールの強化や、県、警察、市町、事業所、県民が協働して防犯活動を集中的に実施する。

(5) 4つのかける運動の促進

「4つのかける」を促進し、自助・共助意識の高揚による、地域防犯力の向上を図る。

- 気にかける：地域で発生する犯罪等に関心を持つほか、周囲の子ども・女性・高齢者等を見守る。
- 声にかける：挨拶や声かけにより地域の絆を深め、地域への不審者の侵入を防ぐ。
- 呼びかける：地域住民や事業所等に犯罪に遭わない地域づくりを呼びかけ、防犯の輪を広げる。
- 鍵にかける：乗り物や住宅等への鍵かけは防犯の基本、誰もが鍵をかける習慣をつける。

5 実践県民会議構成団体等による安全なまちづくりアクションプラン実践上の配慮事項

- (1) 毎月20日の「地域安全の日」を中心に効果的な防犯活動を展開する。
- (2) 滋賀県子ども、女性、高齢者等を守る犯罪多発警報等発令制度による犯罪多発注意報・警報等が発令された場合、各々発令時の措置要領に従い、広報啓発やパトロール活動を推進する。
- (3) 各構成団体傘下組織に対し、犯罪発生情報や防犯対策等を円滑に情報伝達するなど、社会全体を包み込む重層的な防犯ネットワークの構築に配慮する。
- (4) 構成員の積極的かつ効果的な防犯活動に対して賞揚を行うよう配慮する。
- (5) 持続可能な自主防犯活動団体を形成するため、協働による防犯活動や立ち上げを支援する。
- (6) 県民総ぐるみ運動を推進するため、事業所や各団体による自主的な防犯活動を促進する。
- (7) 事業所や団体等に対し、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所等への登録を呼びかける。
- (8) 各種防犯指針（学校等、通学路、道路・公園・駐車場、住宅、大規模小売店・深夜商業施設、特殊詐欺）に基づく防犯に配慮した環境づくりや普及啓発活動を推進する。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した活動を行う。